

与謝野町

議会文書共有会議支援システム導入・運用業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年8月12日

京都府与謝野町議会事務局

目 次

1. 事業の目的.....	1
2. 業務の概要.....	1
3. 担当課連絡先.....	2
4. 参加資格の要件.....	2
5. 実施形態.....	3
6. スケジュール.....	3
7. 関係書類の入手方法.....	3
8. 参加表明書の提出.....	3
9. 質問書の提出及び回答.....	4
10. 企画提案書等の提出.....	4
11. 審査及び選定方法.....	5
12. 契約の締結.....	6
13. その他.....	7

【仕様書】与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務に関する「仕様書」

【別 紙】与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務 評価基準書

与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の目的

与謝野町議会議員の町政に関する調査研究活動や会議等において、タブレット端末を活用したクラウドストレージ型の文書共有会議支援システムを導入し、資料の電子化、情報伝達の迅速化・効率化、及びペーパーレス会議の実現を図ることを目的とする。あわせて、用紙、印刷費、資料配布作業等の削減により業務の効率化と関係職員の負担軽減を図り、働き方改革の推進にも資するものとする。

システム概要としては、文書を保存するクラウドサーバ及び保存した文書を本町が導入するタブレット端末で閲覧するためのビューアソフトを一体的に備えたものとする。

なお、タブレット端末機等の調達は別事業にて請負業者は決定している。

2. 業務の概要

- (1) 事業名 与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務
- (2) 事業内容 別紙、与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務に関する仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和11年9月30日
- (4) 運用開始時期 文書共有会議支援システムの運用開始時期は令和7年10月1日とする。
ただし、契約締結日以降、タブレット端末機への設定を完了させた上で、動作確認及び管理者と利用者への講習会を完了しておくこととする。なお、文書共有会議支援システムに関する使用料は運用開始時期の令和7年10月1日から発生するものとする。
- (5) 提案価格上限額 3,086,000円（消費税及び地方消費税除く）
なお、以下に記載する上限額を超えないこと。また、運用開始前に事前検証やテストとしてサーバを稼働する場合において発生する費用は提案事業者側の負担とする。

年度区分	項目	金額 (消費税及び地方消費税除く)	備考
令和7年度上限額	初期費用	350,000円	
	運用費用	342,000円	
令和8年度上限額	運用費用	684,000円	
令和9年度上限額	運用費用	684,000円	
令和10年度上限額	運用費用	684,000円	
令和11年度上限額	運用費用	342,000円	

※本プロポーザルは合冊である。業務上限額の範囲内とし上限額を超えた提案は受理しない。

また、上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3. 担当課連絡先（提出先等）

与謝野町議会事務局

〒629-2498

京都府与謝郡与謝野町字加悦 433 番地（加悦庁舎） 3 階（議会事務局）

Email : gikai@town.yosano.lg.jp

電話 : 0772-43-9027（直通）

4. 参加資格の要件

本プロポーザルに参加することができる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、次に掲げる要件を備えた者とし、本町がその資格を認めた者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの）に該当しない者であること。
- （２）役員に、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。
 - （ア）破産者で復権を得ない者
 - （イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- （３）次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者でないこと。
 - （ア）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - （イ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - （ウ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- （４）国税、地方税、法人税及び消費税等を滞納していない法人等であること。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- （６）代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しないもの。
- （７）団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過していないもの。
- （８）告示日現在、与謝野町入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

- (9) 公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (10) 令和元年度以降、地方公共団体において同種業務（文書共有・会議支援システム）の導入・運用実績があること。
- (11) 情報セキュリティ管理体制（ISMS等）を構築してる、又はそれに準じた体制を有していることが望ましいこと。

5. 実施形式

公募型プロポーザル方式による随意契約

6. スケジュール

公示から契約締結までの実施スケジュールは次の表のとおりとする。

項 目	日 程	備 考
(1) 募集開始	令和7年8月12日（火） 午後1時00分から	本町ホームページに掲載
(2) 参加表明書の受付	令和7年8月12日（火） ～令和7年8月22日（金） 午後5時15分まで	電子メールで受付
(3) 質問書の受付	令和7年8月12日（火） ～令和7年8月21日（木） 正午まで	電子メールで受付
(4) 質問への回答	令和7年8月22日（金）	電子メールで回答
(5) 企画提案書等の受付	令和7年8月25日（月） ～令和7年8月29日（金） 午後5時15分まで	持参又は郵送 ※郵送の場合、提出期限内に議会事務局へ必着のこと
(6) プレゼンテーション	令和7年9月5日（金） 午後（予定）	プレゼンテーションは、質疑を含め60分以内とする。
(7) 結果通知・公表	令和7年9月上旬（予定）	電子メール及び文書で通知する

7. 関係書類の入手方法

必要な書類は、与謝野町ホームページからダウンロードすること。

与謝野町ホームページ <https://www.town.yosano.lg.jp/>

8. 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を提出すること（参加表明者は非公表）

(1) 提出書類

①参加表明書（様式 1）

②関連業務実績（様式 2） ※業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 1 2 日（火）～令和 7 年 8 月 2 2 日（金） 午後 5 時 15 分まで。

(3) 提出方法

必要事項を記入し、記名押印した参加表明書を PDF 化し、電子メールにより提出すること

Email : gikai@town.yosano.lg.jp ※ 3 .担当課連絡先（提出先等）を参照。

9. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出方法等は次のとおりとする。質問内容は企画提案書一式の作成に係るものに限り、審査及び選定に係る質問は一切受け付けない。

(1) 質問書の受付及び回答

①提出書類

質問書（様式 3） ※電話による質問は一切受け付けない。

②提出期限

令和 7 年 8 月 1 2 日（火）～令和 7 年 8 月 2 1 日（木） 正午まで

③提出先

電子メールにより提出すること

Email : gikai@town.yosano.lg.jp ※ 3 .担当課連絡先（提出先等）を参照。

(2) 回答方法

質問の内容及び回答は、令和 7 年 8 月 2 2 日（金）までに、質問事項を取りまとめ、事業者名を伏せて与謝野町公式ホームページ上に公開する。ただし、質問の回答内容によって本プロポーザルに公平性が保てないと判断した場合は回答を行わないことがある。なお、状況により予定日の前後に回答することもある。

10. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、別紙、令和 7 年度与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務事業に関する「仕様書」を熟読の上、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式 4）

②会社概要

任意様式で、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容がわかる最新のものとする。会社概要はパンフレットでも可とする。

③提案価格書及び提案価格内訳書（様式 5）

別紙、与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務事業に関する「仕様書」を満たす

金額（消費税及び地方消費税を除いた価格）を提示すること。

金額の根拠となる提案価格内訳書を添付すること。

見積書は、長 3 封筒に封印割印の上、「見積書」を標記し、宛名（与謝野町長）、業務番号、業務名及び見積者の住所・氏名（提案事業者代表等）を記載して提出すること。

④企画提案書（任意様式）

別紙、与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務事業に関する「仕様書」を熟読の上作成する。

（２）提出部数

前記（１）の①③は１部（正本１部） ②④は８部（正本１部 副本７部（複写可））

（３）任意様式

任意様式及び添付書類は原則 A4 サイズに統一して作成するものとする。補足資料などは、必要に応じて A3 サイズの仕様も可とする。企画提案書等は、分かりやすく見やすいよう工夫をすること。なお、プレゼンテーションは必要に応じてプロジェクター等の活用も可とする。

（４）提出期限

令和 7 年 8 月 2 5 日（月）～令和 7 年 8 月 2 9 日（金） 午後 5 時 15 分まで

（５）提出方法

持参又は郵送。郵送の場合、書留等郵便局が配達した事実の照明が可能な方法とし、提出期限までに議会事務局まで必着のこと。

※参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。この場合、他案件の入札（見積合わせ）等において不利益を被ることはない。

（６）提出先

3. 担当課等連絡先（提出先等）へ提出のこと

（７）その他

①提案に要する費用は提案者の負担とする。

②提出後において、記載された内容の追加および変更は原則認めないものとする。

③提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

④提出された書類は、与謝野町情報公開条例（平成 18 年 3 月 1 日条例第 11 号）に基づく情報公開請求があったときは、原則公開する。ただし、同条例第 8 条に規定する部分があると本町が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

⑤提出書類一式は原則返却しない。

11. 審査及び選定方法

（１）審査委員会の設置

与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務契約候補者選定審査会を設置し、厳正に審査を行う。

（２）選定方法

企画提案書の審査及び選定は、与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務 公募型プロポーザル審査基準に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査し、評価の最上位得点者を本業務の契約候補者として選定する。ただし、全配点の合計値の 6 割以上であることを最低基準

とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

なお、参加事業者が1者のみの場合においても、提出書類およびプレゼンテーションによる審査の上、妥当であると判断した場合は、契約候補者として決定する。

(3) 審査日時・会場

審査日時 令和7年9月5日（金） 午後（予定）

審査会場 与謝野町役場 加悦庁舎（3階）委員会室

(4) プレゼンテーションの実施順序について

①本プロポーザルにおけるプレゼンテーションの実施順序は、公平性を確保する観点から事前抽選により決定します。

②抽選は企画提案書提出届締切後、事務局が厳正に行い、その結果は連絡担当者（Eメール）へ連絡します。なお、抽選の結果に関して異議申し立てをすることはできません。

(5) 審査実施概要

①プレゼンテーション審査の出席者は、本業務の責任者を含む4名以内とする。なお、今後実務を担当することになるものを同席させること。

②プレゼンテーション審査は、1参加者あたり、デモンストレーションを含め45分以内とする。その後の質疑応答は15分以内とする。 ※セッティング・撤収に係る時間を除く。

③プレゼンテーションでは、提案者による提案内容の全体説明を行う。

④プレゼンテーションは、各提案者が用意したタブレット端末機等を用いて説明すること。

⑤デモンストレーションで行うことは、主に次のとおり。

- ・会議のための事前準備作業等
- ・ペーパーレス会議システムの操作

※参加表明書（様式1）受理後に連絡担当者（Eメール）へ、令和6年3月定例会で使用した当初予算に関する資料や9月定例会で使用した決算審査に関する資料などのデータを電子メールで提供するので、デモンストレーションはそのデータも活用すること。

⑥プレゼンテーション審査に必要な場合は、本町が準備するモニター、HDMI ケーブルを使用することができる。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、そのものを失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③第三者の著作権を侵害する提案があった場合。
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- ⑤見積額が事業費上限額を超える場合。
- ⑥その他町が不適当と認めた場合。

(7) 審査基準及び配点

審査においては、業務提案の内容、実務実績等による評価を実施する。

審査に際しての配点及び審査基準は、別紙、令和7年度与謝野町議会文書共有会議支援システム導入・運用業務事業公募型プロポーザル評価基準書、同審査基準のとおりとする。

(8) 選定結果の通知

選定結果は、令和7年9月上旬の予定で、全ての参加者に対し、記載された電子メール及び文書で

通知する。なお、選定の経過については一切公表しない。

12. 契約の締結

(1) 契約の締結

契約候補者として選定された事業者（提案事業者が1者のみの場合を含む）と協議を行い、内容について合意の上、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）の方法により契約の締結を行う。契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位のものから順に契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉にかかる費用は、選定された事業者が負担するものとする。

また、随意契約時における仕様書等の詳細な事項については、改めて協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除とする。

13. その他

(1) 企画提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。

①企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとする。

②町は、公募型プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことが出来るものとする。

(2) 本事業の公募型プロポーザルに関する仕様書及び提出された書類等は、本町の許可なく公表又は使用してはならない。また、当該事業を受注した場合、実務実績として本町の名前を挙げることは可能とする。

(3) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が追う。

(4) 本事業の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、すべて各提案者の負担とする。

(5) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施できないと認めるときは、中止または取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を与謝野町に請求することはできない。

(6) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しない。

(7) 審査の経緯及び内容等に関する問い合わせや選定審査に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(8) 提出された参加表明書等、企画提案書等の修正又は変更は認めない。